

## 議案第 3 4 号

甲府市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例制定について  
甲府市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 2 6 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

### 甲府市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

甲府市食品衛生法施行条例（平成 3 0 年 1 2 月条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とする。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の甲府市食品衛生法施行条例（以下「旧条例」という。）第 3 条、別表第 1 及び別表第 2 の規定は、令和 3 年 5 月 3 1 日までの間、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第 3 条中「法第 5 0 条第 2 項」とあるのは「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 4 6 号）第 1 条の規定による改正前の食品衛生法第 5 0 条第 2 項」と、同条第 1 号中「別表第 1」とあるのは「甲府市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（令和 2 年 3 月条例第 号）による改正前の甲府市食品衛生法施行条例（次号において「旧条例」という。）別表第 1」と、同条第 2 号中「別表第 2」とあるのは「旧条例別表第 2」とする。

## 提案理由

食品衛生法の一部改正に伴い、食品の製造等を行う営業施設の公衆衛生上講ずべき措置に関する基準に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。